

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 25 年栃木県条例第 27 号)
(以下、「条例」という。)の規定に基づき、「知事が定める給付金」とした事項を次のよ
うに定め、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

平成 25 年 3 月 22 日
栃木県保健福祉部こども政策課
障 害 福 祉 課

- 一 条例第 18 条の規定に基づく知事が定める給付金は、「児童福祉施設の設備及び運営に
関する基準第 12 条の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」(平成 23 年厚生
労働省告示第 374 号)に定めるとおりとする。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第27号）（以下「条例」という。）の規定に基づき、「知事が定めるもの」とした事項を次のように定め、平成25年4月1日から適用する。

平成25年3月22日
栃木県保健福祉部障害福祉課

条例第70条第1項に規定する、児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として知事が定めるもの）は、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行うものとして厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年3月30日厚生労働省告示第230号）に定めるとおりとする。